

CORD利用規約への同意のお手続きに関して

CO-creation Reinforcement Database（以降「CORD」）をご利用いただくには、CORD 利用規約をお読みいただき、ご同意いただくことが必要です。本規約の全ての項目に同意をされない場合には CORD をご利用することはできません。

なお、本規約は CORD が活用した算定ツールにも適用されます。

記入方法

1. 「CORD利用規約」をよくお読みください。
2. 内容にご同意いただける場合は、次頁のチェックボックスにチェックを入れ、必要事項をご記入ください。
3. ご記入後、同意書を（一社）サステナブル経営推進機構までメールにてご返信ください。

メールアドレス： cord@sumpo.or.jp

お問い合わせ先

一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）

東京都千代田区内神田一丁目 14 番 8 号 KANDA SQUARE GATE

メールアドレス： cord@sumpo.or.jp

CORD 利用規約への同意書

私は、後記の CORD 利用規約を確認し、その内容と条件を完全に理解しました。

CORD利用規約及びSuMPOの個人情報保護方針に同意します

SuMPOの個人情報保護方針：<https://sumpo.or.jp/privacy/index.html>

お名前*： _____

組織名*： _____

日 付*： _____

電 話*： _____

メール*： _____

*記入必須

以上

制定 2025 年 5 月 29 日

一般社団法人サステナブル経営推進機構
CORD 利用規約

本規約は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「SuMPO」といいます。）が提供する CO-creation Reinforcement Database（以下「CORD」といいます。）の利用に関する基本事項について定めるものです。CORD の利用者（以下「利用者」といいます。）は、本規約の内容を理解し、これに従うことを承諾した上で、CORD を利用するものとします。

第1条 （定義）

1. 「CORD」とは、ライフサイクルアセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）を実施するための SuMPO が開発したライフサイクルインベントリ（LCI）データベースで、統計データ等を利用して作成されたデータおよび公開済みデータを収集して整備されたデータで構成されるものをいいます。なお、LCA を実施する計算プログラムは内包していません。
2. 「本規約」は CORD 利用規約を指し、CORD を利用するにあたっての同意内容を定めた文章です。
3. 「CORD データ」とは、CORD の個別データ及び加工データを総称したものをいいます。
4. 「個別データ」とは CORD により提供する個別のデータをいいます。
5. 「加工データ」とは、個別データを加工、分析、編集、統合等して作成したデータをいいます。
6. 「利用者」とは CORD の利用を許諾された個人です。

第2条 （利用許諾）

利用者が本規約に全面的に同意することを条件として、SuMPO は利用者に対して CORD の特定バージョンを非独占的に利用することを許諾します。1 ライセンスにつき申込の際に申告した利用者1名のみ CORD を利用することができます。また、CORD を複製して利用者以外が利用することはできません。

第3条 （利用の範囲等）

1. 利用者は、CORD を内部利用（同一法人内の役員・従業員（利用者が個人事業主である場合には本人及び当該事業に従事する従業員。以下併せて「従業者」といいます。）による利用を指します。）のためにのみ利用するものとします。

2. 利用者は、それぞれ次の①から④の場合に限って、CORD を利用することができ、その余の利用をすることはできません。
 - ① 利用者内部における資源の効率的活用、スコープ1、スコープ2、スコープ3等のGHG 排出量等、組織や製品・サービスの環境負荷物質の排出量の把握、排出削減等を目的としてLCA を実施する場合。
 - ② LCA を利用者自身が研究する場合。
 - ③ 別紙1の「CORD を活用した算定システム開発申請書」(以下「算定システム開発申請書」といいます。)をSuMPO へ提出し、SuMPO の承認を得た上で、CORD データをアップロード、インポート、もしくはCORD の原単位を手入力することが可能な算定システムを開発する場合。
3. 利用者は、他の利用者又はSuMPO が別途指定する者よりCORD データに関する利用許諾を受けた者をコンサルティングの相手方とする場合に限り、CORD データを利用したコンサルティング業務を行うことができます。
4. 利用者は、第1項の定めに関わらず、SuMPO の事前許可を得ることを条件に、加工データを、下記に定める目的に該当する場合に限り、CORD データの利用権を有しない第三者へ公表することができます。
 - ① 国や地方公共団体及び国際機関の認証取得のため
 - ② 国や地方公共団体が行っているプロジェクト報告のため
 - ③ 学術論文作成のため
5. 利用者は、第1項から第4項までに定める範囲を超えてCORD の利用を希望する場合は、SuMPO に対して利用方法に関する協議を申し入れることができます。ただし、SuMPO は、当該利用者に対し、当該利用者が希望する方法での利用を許諾する義務を負うものではありません。

第4条 (知的財産権等の留保)

1. 利用者は、CORD の著作権、ノウハウ等の知的財産権その他一切の権利がSuMPO に留保されていることを承諾するものとします。
2. 利用者は、SuMPO がCORD を維持開発するために、人的資源等、多大な資源を費やしたこと、及びそれらの資源はSuMPO の貴重な財産であることを認めます。
3. 利用者は、加工データの著作権(著作物性が認められる場合)、ノウハウ等の知的財産権その他一切の権利がSuMPO と共有関係にあること、またSuMPO が当該加工データを自己の研究その他の目的のために利用することを承諾するものとします。

第5条 (CORD 利用料の支払い)

1. 利用者は、CORD を利用するにあたり利用料をSuMPO に支払わなければなりません。利用料の算定は、別紙2に記載のライセンス数別のライセンス価格の通りとします。

2. 利用者は、前項に定める利用料を、SuMPO による請求書の発行日から 30 日以内に、SuMPO が指定する銀行口座へ送金する方法により支払うものとし、支払を怠ったときは支払期日の翌日から利用料全額の支払いに至るまで年 3%の割合による遅延損害金を SuMPO に対して支払います。
3. 一旦納付された利用料について、SuMPO は理由の如何を問わず、返還しないものとします。ただし、CORD に重大な不備があり、利用者の通常の使用が著しく制限される場合には、SuMPO 及び利用者は誠実に協議のうえ、返金の可否および方法について合意を図るものとします。

第6条 (CORD の利用)

1. 利用者は、CORD を自己利用の目的に限り利用することができ、その結果を環境報告書等に記載し公表することができます。ただし、CORD をそのまま、又は逆算して CORD が推測できる算定結果は公表できません。
2. 前項に基づいて公表する報告書等においては、算出した環境負荷の一貫性・信頼性を保つために CORD を利用して算出した箇所並びに改変を行った箇所及び自己所有のデータを活用した箇所を明記しなければなりません。

第7条 (加工データの作成及び利用)

1. 利用者は、加工データを自己利用の目的に限り利用することができ、加工データ又はその結果を環境報告書等に記載し公表することができます。ただし、公表する報告書等においては、算出した環境負荷の一貫性・信頼性を保つために加工データを利用して算出した箇所と改変した箇所及び自己所有のデータを活用した箇所を明記しなければなりません。
2. 利用者は、前項を超える範囲で CORD の利用を希望する場合は、SuMPO と協議するものとします。ただし、SuMPO は、当該利用者に対し利用を許諾する義務を負うものではありません。

第8条 (関連発明等)

1. 利用者は、CORD に関連して発明、考案、意匠の創作又はノウハウ（以下「発明等」といいます。）を成した場合は、SuMPO に対し、速やかに書面で通知するものとします。
2. SuMPO 及び利用者は、前項に規定する報告を SuMPO が受領した後、速やかにその権利の帰属等の取扱いについて協議するものとし、利用者は、この協議が整わない限り、発明等に関し知的財産権の権利取得手続を行なってはならないものとします。
3. 前項に規定する権利の帰属については、発明等に対する貢献度を考慮して SuMPO と利用者とは協議の上定めるものとします。

第9条 （譲渡・転売の禁止等）

1. 利用者は、SuMPO の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者へ譲渡、転売してはならず、また担保に供してはならないものとしします。
2. 利用者は、第三者と合併する又は許諾製品に係る事業の全部若しくは一部を分割し別会社とする等により本規約に基づく権利義務を第三者に一般承継させる場合においても、SuMPO の書面による事前の承諾を得なければなりません。
3. 利用者が、前二項の規定に反して、第三者に本契約に基づく権利義務の全部又は一部を譲渡・貸与・承継させる、あるいは担保に供した場合、利用者は SuMPO に対して、罰則金としてユーザーライセンスにおけるライセンス料相当額の支払義務を負います。

第10条 （CORD の非保証・免責）

1. SuMPO は、利用者に対し、CORD の性能、機能、品質及び技術上、経済上、その他に関する一切の不具合について如何なる保証もせず、契約不適合責任を含む一切の責任を負わず、利用者は SuMPO に対し上記の責任を追及しません。
2. SuMPO は、CORD の正確性、完全性、安全性及び有効性（利用目的への適合性）を保証しないとともに、CORD が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しません。
3. 利用者による CORD 又は加工データの利用により導き出された結果物及びこれらの利用については、SuMPO は、法律上及び契約上一切の責任を負わず、利用者は SuMPO に対し上記責任を追及しません。これらに関し、第三者との間で紛争が生じた場合であっても、利用者は、すべて自らの責任と費用負担において解決するものとし、SuMPO は、当該紛争について一切の責任を負いません。
4. 前 3 項の規定において、甲の重大な過失または故意に起因する場合はこの限りではありません。

第11条 （利用者の SuMPO への義務）

1. SuMPO は、必要と認めるときは、利用者に対して本規約の履行状況について報告を求め、必要に応じ指示をすることができ、利用者はこれに従わなければなりません。
2. 利用者は、CORD の漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等、本規約に違反する CORD の利用（以下「漏えい等」といいます。）を発見した場合、直ちに SuMPO にその旨を通知するものとしします。
3. 利用者の故意又は過失により、漏えい等のおそれが生じた場合、利用者は、自己の費用と責任において、漏えい等の事実の有無を確認し、漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討し、その内容を SuMPO に報告しな

ければなりません。

第12条（秘密保持義務）

1. 利用者は、本規約の内容のほか、SuMPO から秘密保持を条件に提供された一切の情報を秘密として扱い、事前の書面による SuMPO の同意なしに第三者にこれを開示してはなりません。

ただし、次の情報についてはこの限りではありません。

- (1) 開示を受ける前に、既に保有している情報。
 - (2) 開示を受ける前に、既に公知又は公用となっている情報。
 - (3) 開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - (5) 提供された情報によらずして独自に開発したことが書面にて立証できる情報。
2. SuMPO は、利用者から知り得た技術情報及び営業情報（双方とも秘密情報である旨を明示して開示された情報に限り、当該情報を含む加工データを含みます。）を秘密として扱い、事前の書面による利用者の同意なしに SuMPO 以外の第三者にこれを開示しないものとし、SuMPO に開示する場合は、SuMPO と同等の秘密保持義務を負わせます。

ただし、次の情報についてはこの限りではありません。

- (1) 開示を受ける前に、既に保有している情報。
 - (2) 開示を受ける前に、既に公知又は公用となっている情報。
 - (3) 開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - (5) 提供された情報によらずして独自に開発したことが書面にて立証できる情報。
 - (6) 業務運営上、公開が必要な情報。
3. 第1項および第2項にかかわらず、SuMPO 又は利用者は、裁判所又は行政機関から法令、判決、決定又は命令により開示が要求された場合は、当該裁判所又は行政機関に対し、得られた相手方の秘密情報を必要最低限で開示又は提供することができるものとします。

第13条（再委託）

SuMPO は、CORD の提供に関連する業務（利用者の個人データを取扱う業務も含みます。）の一部を利用者の承諾なく第三者に委託することができます。ただし、その場合、SuMPO は、責任をもって委託先を管理及び監督するものとします。

第14条（有効期間）

1. 本規約の有効期間は、第2条第1項に定めるアカウントが発行された日から1年間と

し、有効期間が終了する3か月前から有効期間終了日までの間に SuMPO に対し有効期間の延長を申し込み、利用にかかる利用料を支払うことにより、利用期間は1年間更新されるものとします。

2. 利用者が利用期間の終了日以降に利用期間の延長の申し込みを行った場合には、その理由を問わず新規利用の申し込みとして取り扱うものとします。
3. 有効期間中であっても、以下の事由が発生した場合には、その時点で利用権は消滅します。
 - ① CORD の廃止
 - ② CORD の提供中止

第15条 (利用権の停止)

1. 利用者または SuMPO は、相手方に次の各号に掲げる事由（以下「停止事由」といいます。）が一つでも生じた場合には、書面による通知をすることによって利用権を停止することができるものとします。この場合、停止事由に該当した当事者は、解除によって相手方に生じる損害を賠償する責を負うものとします。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) その財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、担保権の実行または公租公課の滞納処分がなされたとき。
 - (4) 本規約または利用契約に定められた義務を履行しないとき。
 - (5) その他契約を継続し難い重要な事実が生じたと認められたとき。
2. 利用者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、利用権を停止できるものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 解除事由に該当した利用者または SuMPO は、相手方に対して負担するすべての金銭債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならないものとします。

第16条 (利用権の消滅等)

SuMPO が利用者の本サービスの利用、登録又はサービス継続利用を適当でないと判断した場合、SuMPO は、利用者に対して当該判断及びその理由を通知し、原則として30日間の是正期間を設けた上で、当該期間内に是正がなされない場合に限り、利用権を終

了させることができるものとします。なお、是正の余地がないと SuMPO が合理的に判断する特段の事情がある場合には、この限りではありません。

第17条 （損害賠償）

1. SuMPO は、前2条の規定により利用権が停止もしくは消滅した場合、これにより利用者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しません。
2. 利用者は、前2条に該当する場合において、SuMPO に発生した損害を賠償する義務を負うものとします。

第18条 （利用権終了後の措置）

1. 利用者は、有効期間満了時や利用権の消滅等、その理由の如何を問わず利用権の終了後は、CORD データを利用してはならず（第三者への開示等本規約において利用期間中に禁止される利用態様を含むが、これに限られません。）SuMPO が指示した方法で、速やかに受領済みの CORD データ（複製物を含みます。）を全て廃棄又は消去しなければなりません。ただし、加工データの取扱いについては、利用者と SuMPO で協議して定めるものとします。
2. SuMPO は、利用者に対し、CORD が廃棄又は消去されたことを証する書面の提出を求めることができ、利用者はこれに応じなければなりません。
3. SuMPO 及び利用者は、利用権終了後速やかに、相手方の指示に従って相手方の秘密情報を返還又は廃棄するものとします。
4. 理由の如何を問わず利用権が終了した場合においても、SuMPO 及び利用者は、本規約に定める範囲において権利を有し、義務を負うものとします。また、第12条（ただし、秘密情報に CORD データが含まれる場合は、CORD データを除く。）は利用権終了後3年間、第7条から第10条まで、第17条、本条、並びに第20条の規定は、期間の定めなく有効とします。

第19条 （規約の変更）

SuMPO は、SuMPO のホームページ(<https://sumpo.or.jp/consulting/lca/cord/>)に掲示することにより、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、本規約が変更された後の CORD の提供にかかる条件は、変更後の本規約を適用するものとします。

第20条 （裁判管轄・準拠法）

1. 本規約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約に基づく利用権の成立及び効力、並びに利用権の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

第21条 （暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約）

SuMPO は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、利用権の停止をすることができます。

- (1) 利用者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）であるとき、又は相手方の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいいます。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき
- (2) 利用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 利用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 利用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第22条 （不当介入に関する通報・報告）

SuMPO 又は利用者は、利用権に関して、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとします。

年 月 日

一般社団法人サステナブル経営推進機構

代表理事 壁谷 武久 宛

住 所：

企業名：

氏 名：

CORDを活用した算定システム開発申請書

下記のとおり、弊社が開発したGHG排出量等算定システム等でのCORD（CO-creation Reinforcement Database)の利用を申し込みます。なお、CORDのGHG排出量等算定システム等での利用に当たっては、一般社団法人サステナブル経営推進機構(以下、SuMPOという)のCORDライセンス規約において定められた全ての事項に従います。

CORDを活用して開発した算定システム等名

□□□□□□ □□□□□□

※ 当該算定システム等にて外部ユーザーによる CORD の利用に当たっては、ライセンスを必要とするユーザーに対応するライセンスを購入した当該事業者が当該算定システムにCORDをアップロード、インポート、手入力等を行うことに限定します。

※ システムそのものにCORDの一部又は全部のデータ（プロセスデータ等も含む）を実装して第三者へ無償・有償を問わず提供することをご希望される場合には SuMPO 担当者にお問い合わせください。

※ 申請者は算定システム等ユーザーのCORDライセンス数を、「CORDライセンス規約」をユーザーに提出していただき、確認していただく必要があります。

※ 申請者はCORDを1ライセンス保有する必要があります。また、申請者はCORDを利用するすべての人数分のライセンスを保有することが必要です。

CORD 価格表

① ライセンス種別

シングルユーザーライセンス	<p>個人がライセンスを購入する場合。</p> <p>※組織が購入する場合においても利用者の人数分のライセンスが必要。</p> <p>※開発者は算定システム 1 つにつき 1 シングルユーザーライセンスが必要。</p>
システムユーザーライセンス	<p>LCA 算定ツール等のシステムへの搭載において購入する場合。</p> <p>※算定システムの利用者もシステムユーザーライセンスが必要。</p>

② ライセンス価格 (1 年間有効 税抜金額)

ライセンス数	シングルユーザーライセンス	システムユーザーライセンス
1	50,000 円	30,000 円